

平成30年度神栖市における障がい者就労施設等からの物品調達方針

平成30年4月1日

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条に基づき、平成30年度の本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲と調達対象

この方針の適用範囲は市の全ての機関が発注する物品又は役務の調達とする
調達対象は法第2条第4項に規定する障がい者就労施設等とする。

3 障がい者就労施設等からの物品等の調達方法

- (1) 執行機関等に法の趣旨を周知するとともに、障がい者就労施設等の受注可能物品等の情報提供を行うことにより、円滑に障がい者就労施設等へ発注することができるよう努めるものとする
- (2) 発注については、施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする

4 調達する物品等及び目標額

市が障がい者就労施設等から調達する物品等及び目標額は、次のとおりとする

- ・ 物品（紙製品，食品類，農作物，縫製品等）
- ・ 役務（封入等軽作業，建物等の清掃，分別作業など）
- ・ 2,300,000円

5 調達実績のとりまとめ及び公表

調達実績は、当該年度終了後に概要をとりまとめ、市のホームページ等により公表するものとする。

6 調達方針の窓口

この調達方針の窓口は、健康福祉部障がい福祉課とする